

丹波市不動産インターネット公売（入札形式）

落札後の手続きおよび注意事項について

1. 丹波市税務課収納対策係からのメールの送信

- (1) 開札後、丹波市税務課収納対策係が売却区分番号ごとの落札者（最高価申込者）となった方へ、今後の手続きなどについてメールを送信しますので必ずご確認ください。このメールは、落札者が KSI 官公庁オークションでログイン ID として登録したメールアドレスに送信します。
- (2) KSI 官公庁オークションの公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には、お手数ですが丹波市税務課不動産公売担当へご連絡ください。

2. 買受代金などの納付

（注意）次順位買受申込者となった方は、落札者（最高価申込者）の買受代金納付期限日に丹波市税務課収納対策係から売却決定された旨の連絡を受けた場合に、以下の手続きを行ってください。この場合、「買受人」を「売却決定された次順位買受申込者」と読み替えて、以下をお読みください。

- (1) 納付する金額は、以下のとおりです。
 - ア 買受代金＝落札金額－公売保証金
 - イ 登録免許税相当額（買受人の方へ送信するメールでお知らせします）
- (2) 買受代金の納付期限は、丹波市から送信するメールもしくは公売物件詳細画面でご確認ください。
- (3) 買受代金納付期限までに、買受代金全額の納付を丹波市が確認できることが必要です。
- (4) 買受代金の納付方法は、以下のうち、丹波市の指定する以下の方法で納付してください。
 - ア 銀行振込み
丹波市税務課収納対策係から振込先の口座をお知らせするメールを送信します。
買受代金を振込んだ日から丹波市が納付を確認するまで3から7日程度かかることがあります。
振込手数料は買受人の負担となります。
 - イ 現金書留による送付
現金書留の郵送料は、買受人の負担となります。
書留金額の損害賠償額は50万円までです。
 - ウ 銀行振出小切手の送付または直接持参

小切手は、丹波市内の銀行・信用金庫など、または郵便局の振出したもの、またはこれらの金融機関の支払保証のあるもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）。

エ 現金を直接持参

- (5) 買受代金納付期限までに丹波市が買受代金の納付を確認できない場合、買受人はその物件を買受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。
- (6) 買受人本人が買受代金の納付などの手続きができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。代理人が手続きを行う場合、以下の書類を執行機関に提出してください。

ア 委任状

丹波市ホームページから「委任状」をダウンロードし、委任者・受任者双方の氏名（名称）と住所（所在地）を記入してください。

委任者・受任者双方の実印を押印してください。

イ 買受人本人の印鑑証明書（発行後3か月以内のものに限る）

- ウ 代理人が丹波市に来庁する場合は、代理人の免許証などの本人確認書面
買受人が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付などを行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

3. 必要書類の提出

- (1) 買受人となった方は、以下の書類を丹波市税務課収納対策係に提出してください。

ア 丹波市税務課収納対策係が買受人へ送信したメールをプリントアウトしたもの

イ 買受人の住所（所在地）を証明する書類

個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿抄本などが必要となります。

ウ 所有権移転登録請求書

執行機関から送付される所有権移転請求書に必要事項を記入し、署名・なつ印（実印）してください。

エ 登録免許税相当の収入印紙または領収証書

オ 権利移転の許可証または届出受理書（公売物件が農地を含む場合）

カ 登記嘱託に要する通信費分の郵便切手（970円）

（定形外料金 140円＋一般書留料 480円＋配達証明郵便代 350円＝970円）※
令和7年7月現在

（注意）買受財産の固定資産税評価証明書または固定資産評価通知書は丹波市税務課収納対策係が準備します。

- (2) 必要書類は郵送もしくは直接丹波市税務課収納対策係に持参してください。
郵送料は、買受人の負担となります。
- (3) 買受人本人でない方が代理人として必要書類の提出などを行う場合は、「2. 買受代金などの納付」の(6)をご覧ください。

4. 権利移転登記の嘱託

- (1) 丹波市は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合に、公売参加申込み時に入力された内容および提出された書類により権利移転の手続き（移転登録などの嘱託）を行います。
- (2) 売却決定（開札日の7日後）後、農地などを除き買受人が買受代金を全額納付したときに、所有権などの権利が移転します。また、このとき危険負担も移転します（下記「5. 注意事項」をご確認ください）。
- (3) 丹波市は、買受代金の納付が確認された後、買受人に対して「売却決定通知書」を送付します。
なお、売却決定通知書（正本）は所有権移転などの登記の際に必要な場合がありますので、丹波市で一度お預かりすることがあります。お預かりした売却決定通知書は、登記完了後にお返しします。
- (4) 権利移転の登記手続完了までは、入札期間終了から1か月半程度の期間を要します。
- (5) 丹波市は、物件の権利移転の登記のみを行い、実際の引渡義務を負いません。

5. 注意事項

注意事項	
危険負担	買受代金を納付した時点で買受人に移転します。したがって、その後に発生した公売財産の毀損（きそん）、盗難および消失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。
契約不適合責任	丹波市は、公売物件の種類または品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
引渡義務	丹波市の引渡義務はありません。公売物件は、原則として、買受人が買受代金を納付した時点の状況で権利移転します。物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは、すべて落札者自身で行っていただきます。また隣地との境界画定は、買受人と隣地所有者との間で行っていただきます。

買受手続きの中止など	<p>(1) 買受代金が納付される前までに、公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合は、物件を買受けることができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。</p> <p>(2) 買受代金が納付される前までに、滞納者などから不服申立てがあった場合は、公売の手続きを停止します。手続きの停止中は、国税徴収法第 114 条の規定により、買受人は買受を辞退できます。この場合、公売保証金は全額返還されます。</p>
------------	--